

第 58 回豊川市地域公共交通会議 議事録

- 1 日 時：令和 5 年 6 月 16 日（金） 14：30～16：30
- 2 場 所：豊川市桜ヶ丘ミュージアム会議室
- 3 出席者：伊豆原 浩二 委員（(特非)ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク）  
松尾 幸二郎 委員（豊橋技術科学大学）  
宮川 高彰 委員（中部運輸局愛知運輸支局）  
角谷 英樹 委員（中部地方整備局名古屋国道事務所）  
石屋 義道 委員（愛知県都市・交通局 赤羽 茂樹代理出席）  
堤 一史 委員（愛知県東三河建設事務所）  
塩原 広久 委員（愛知県豊川警察署）  
花村 元気 委員（名古屋鉄道株式会社）  
綿貫 琢也 委員（豊鉄バス株式会社）  
長縄 則之 委員（豊鉄タクシー株式会社）  
小林 裕之 委員（公益社団法人愛知県バス協会）  
鈴木 榮一 委員（愛知県タクシー協会）  
河合 公紀 委員（愛知県交通運輸産業労働組合協議会）  
天野 保幸 委員（豊川市連区長会）  
今泉 秀哉 委員（一宮地区区長会）  
大林 充始 委員（音羽連区）  
今泉 保 委員（小坂井連区）  
美馬 ゆきえ 委員（豊川市老人クラブ連合会）  
竹内 真弓 委員（人権擁護委員）  
竹本 幸夫 委員（豊川市長）  
小島 基 委員（豊川市福祉部）  
山本 勝巳 委員（豊川市建設部）  
山本 英樹 委員（豊川市都市整備部）
- 4 欠席者：佐藤 文彦 委員（御津連区）
- 5 事務局：佐々木次長（豊川市都市整備部）  
本多課長、松下係長、竹内主事、酒井主事（豊川市都市整備部市街地整備課）
- 6 傍聴人：13 人
- 7 次 第
  - (1) あいさつ
  - (2) 報告事項  
議題 1：豊川市地域公共交通計画の進捗状況等
  - (3) 協議事項  
議題 1：利用促進に関する取組み  
議題 2：令和 4 年度決算及び令和 5 年度補正予算  
議題 3：生活交通確保維持改善計画  
議題 4：御津地区地域路線「観音寺口前」バス停付近におけるルート変更等
  - (4) その他

## 8 議事内容

### (1) あいさつ

事務局： お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 58 回豊川市地域公共交通会議を開催いたします。本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しい中定刻までにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議には、傍聴を希望される方がお見えになられております。今回の議題の内容をみましても、傍聴は差し支えないと思われまので、今回の会議は公開とさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

さて、2月に開催した第 56 回会議においてご説明いたしました、本市におきましては、令和 5 年 4 月 1 日付けで組織改正を行い、本会議の事務局につきましては、総合的、戦略的に交通施策を推進していくことを目的として、市民部人権交通防犯課から都市整備部市街地整備課に移管いたしました。これに伴い、「豊川市地域公共交通会議設置要綱」を改正いたしまして、今年度より鉄道事業者にも委員に就任いただいておりますので、ご承知おきください。事務局は代わりましたが、本年度も引き続き委員の皆様からご意見をいただき、公共交通施策を推進してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、委員名簿につきましては、お手元に資料として配布させていただいております。また、委員の任期は、豊川市地域公共交通会議設置要綱の第 4 条の規定に基づき、2 年とさせていただいております。令和 4 年度・令和 5 年度が任期の 2 年となりますが、一部の委員におかれましては、所属団体の役員変更や人事異動等により、変更となっております。本設置要綱において、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっております。任期満了は令和 6 年 3 月でございますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、今年度より新たに委員に就任いただきました方々をご紹介します。中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官 宮川高彰様、中部地方整備局名古屋国道事務所東三河維持出張所長 角谷英樹様、愛知県都市・交通局交通対策課担当課長 石屋義道様、愛知県東三河建設事務所維持管理課長 堤一史様、愛知県豊川警察署交通課長 塩原広久様、名古屋鉄道株式会社地域連携部交通サービス担当課長 花村元気様、豊鉄バス株式会社常務取締役 綿貫琢也様、一宮地区区長会会長 今泉秀哉様、御津連区連区長 佐藤文彦様、小坂井連区連区長 今泉保様、以上の皆様でございます。なお、市の職員につきましては、豊川市福祉部長 小島基、豊川市建設部長 山本勝巳、豊川市都市整備部長 山本英樹でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、愛知県都市・交通局 交通対策課の石屋義道委員の代理として、赤羽茂樹様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。なお、御津連区の佐藤文彦委員は、ご都合により欠席されておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

ここで、本日の会議開催につきまして、「豊川市地域公共交通会議設置要綱」第 6 条第 2 項で定める「委員の過半数以上の者の出席」という要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。本日の会議次第を机上に配布させていただいておりますが、次第の下に先日送付、本日配布の資料も含めて、配布資料の一覧を記載しております。(資料を読み上げて確認)

これらの資料がお手元にありますか。ご確認ください。万が一、資料が不足している場合は、事務局に予備がございますので、お申し出ください。

よろしいでしょうか。さて、会議の開会にあたり、豊川市地域公共交通会議設置要綱第5条第2項により、市長が本会議の会長となっておりますので、会長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

会 長： こんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところをご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から行政全般にご支援をいただき、心より感謝申し上げます。さて、先日の台風2号の被害について、少し申し上げたいと思います。本市には河川のチェックポイントが5つあります。豊川は石田、当古、放水路第1。そして、二級河川として音羽川、佐奈川。これらのうち、水防団の待機水域、氾濫危険水域を超えたポイントが2つございました。豊川の放水路第1、佐奈川の佐土町です。佐奈川では越水がございました。蔵子、小田渕などの地区で床上浸水の被害が出ております。昨日までの集計ですと、被害申請は約262件出ております。現場確認等を行い、今後、罹災証明発行等の手続きをしていく予定です。また、御津山で土砂崩れが起き、家屋が1軒大破しました。もう1軒、全壊扱いになりそうな家屋がございます。その地区については現在も避難指示が出ており、災害対策本部は継続中です。被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

また、この豊川市地域公共交通会議でございますが、昨年はイオンモール豊川へのバスの乗り入れの関係で委員の皆様からご意見をいただいたと思います。3月30日のソフトオープン日、国道1号線が若干混雑いたしました。しかし4月7日グランドオープン後の最初の日曜日、この日の来場者が最も多くなりましたが、周辺の交通渋滞は発生せず、救急車の到着にも遅延はなかったと報告を受けています。約15億4千万をかけ道路工事を行った甲斐があったと判断しております。

また、先ほど事務局より話がありましたとおり、組織改正に伴い、本年度から、本会議の事務局が都市整備部に移管されました。市街地整備課はもともと、八幡駅周辺地区のまちづくりを担当しておりました。マニフェスト事業である八幡駅周辺地区のまちづくり、パークアンドライド、電線の地中化等のハード事業を併せ、より戦略的に、この地域公共交通会議での議論も行えるよう、ハードとソフトの両面を備えるような形で進めていくための機構改革でございます。

結びにあたりまして、今回の会議が実りある会議となるよう、皆様積極的にご発言いただきたく思います。私は公務がございますので、ご無礼することをお許しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。議事に入ります前に、本会議の「副会長」と「監事」についてご説明いたします。豊川市地域公共交通会議設置要綱第5条第3項により、会長が副会長と監事を指名することとなっております。令和4年度6月の会議において、副会長として本会議事務局の当時の所管部長である豊川市市民部長、監事として豊川市福祉部長が、会長からの指名により選任されておりました。今年度、市の組織改正により本会議事務局が「市民部 人権交通防犯課」から「都市整備部 市街地整備課」となり、所管部が変更となったこと、また、監事が異動により変更となったことから、副会長と監事の選任を行いたいと思います。それでは、会長から、副会長と監事の指名をお願いします。

会 長： 副会長には、事務局である市街地整備課を所管する豊川市都市整備部の山本英樹委員、監事には豊川市福祉部の小島基委員を指名させていただきます。

事務局： ありがとうございます。会長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

それでは会議に入りたいと思います。ここからは、座長にて会議の進行をよろしく願  
いいたします。

座 長： 会議に入る前に、お手元の資料「活発で良い議論ができる会議のために。」について、中  
部運輸局愛知運輸支局より説明があるそうですのでお願いします。

支 局： 資料「活発で良い議論ができる会議のために。」の説明をさせていただきます。全国的に、  
様々な要因により地域公共交通は維持が大変な状況です。地域公共交通は生活のため、ま  
ちづくりのため、欠かせないものであるため、支えていかななくてはならないということで  
この地域公共交通会議がございます。この地域の公共交通を皆で維持して発展させるため  
に、住民の方々や交通事業者の方々、関係者が皆で話し合うものとなっております。様々  
な方に集まっていたいていますが、役割について3～4頁目に記載がございます。住民の方には「このまちにどんな公共交通があったらいいか」、「ここにバスが走って  
いるとよい」、「ここが使いにくい」などの意見を出していただき、交通事業者の方、道路  
管理者の方、警察の方からアドバイスやご意見をいただいたり、座長の方にまとめていた  
だきながら、みんなで公共交通を作っていこうという会議でございます。皆様それぞれの  
立場がおありかと思いますが、よりよい公共交通を作っていく、という思いで今日の会議  
に臨んでいただけたらと思います。

また、4月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が変わりました。今まで  
以上に地域公共交通についてみんなで支えていこう、というものです。地域交通法と呼ぶ  
こととなっております。今日の会議も地域交通法に基づく会議でございます。いろいろと  
ご意見いただけたらと思います。よろしく願います。

座 長： ありがとうございます。本日は今年度の第1回目の会議でありますので、始めに各委  
員より簡単に自己紹介をいただきたいと思ひます。恐れ入りますが、私の左手の中部運輸  
局愛知運輸支局より順に、自己紹介をお願いいたします。

<自己紹介>

座 長： ありがとうございます。それでは会議に入りますが、はじめに本日の議事録署名人を  
指名させていただきます。本日は、豊川市老人クラブ連合会の美馬ゆきえ委員と、豊川市  
都市整備部の山本英樹委員をお願いいたします。後日、事務局より議事録を送付させてい  
たいただきますので、署名をよろしく願います。

次第に従いまして、会議を進行させていただきます。スムーズな議事の進行にご協力を  
お願いいたします。それでは、2の報告事項(1)「豊川市地域公共交通計画の進捗状況  
等」について、事務局より説明・報告をお願いします。

## (2) 報告事項

議題1：豊川市地域公共交通計画の進捗状況等

事務局： 本日の会議の説明を担当させていただきます事務局の都市整備部 市街地整備課 都市交  
通係の松下と申します。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

説明に入る前に、本年度より新たに委員に就任いただいた方も多く見えることから、本  
会議の目的及び市内の公共交通網の概要について、簡単に説明します。

はじめに、豊川市地域公共交通会議ですが、この会議は「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づき、市民の日常生活に必要な移動手段の維持・確保、公共交通の活性化及び持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて必要となる事項を調査・審議するために、平成21年2月に設置されました。

次に、本市公共交通網の概要について、バス、鉄道、タクシーの順に説明しますので、お配りしている豊川市バスマップ1頁から2頁の「豊川市バス路線図」をご覧ください。

豊川市バスマップに記載している1から11のバス路線について、上から順に説明します。1のゆうあいの里八幡線から6の御津線までの6路線は、地域の拠点間や広域路線への接続を担う路線で、市や交通事業者が主体となって運行経路やダイヤ等を検討する豊川市コミュニティバスの基幹路線です。

次に、楢円の枠で囲んである7の音羽地区地域路線から10の御油地区地域路線までの4路線は、小中学校区程度の地域内を運行し、広域路線や地域路線への接続を担う路線で、地域に設置した協議会が主体となって運行経路やダイヤ等を検討する豊川市コミュニティバスの地域路線です。

次に、11の豊鉄バス新豊線・豊川線は、豊鉄バス株式会社が主体となって運行経路やダイヤ等を検討する民間の広域バス路線です。

続いて鉄道ですが、JR飯田線、JR東海道本線、名鉄名古屋本線、名鉄豊川線の4路線が運行しており、鉄道事業者にてダイヤ等を検討いただいています。

最後にタクシーですが、豊川タクシー、豊鉄タクシー、東宝交通の3社の営業所があり、鉄道やバスを利用できない地域や時間帯の輸送を担っています。

本会議の目的及び市内公共交通網の概要については以上ですが、本年度も皆様方とともに公共交通に関する施策を検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、報告事項(1)「豊川市地域公共交通計画の進捗状況等」について説明しますので、A3版「第58回豊川市地域公共交通会議資料」の1頁をご覧ください。左側の表は、豊川市地域公共交通計画で実施する事業とスケジュールを一覧にしたものですが、今年2月に開催した第56回会議後の進捗状況について順に説明します。

はじめに、①と②、基幹路線と地域路線の改善・運行ですが、イオンモール豊川の開業にあわせて豊川市民病院から路線を延伸するとともに、利用者などから寄せられた意見を反映して全面的にダイヤを改正し、市内バス路線の利便性を向上しました。

続いて③と④、交通結節点の整備とバス停の待合環境の改善ですが、「豊川市民病院」バス停について、バスを待つ利用者が多くベンチが不足していたため、1基増設しました。

次の⑤については、路線により料金体系が異なっていたコミュニティバスの運賃について、令和3年10月に大人一律200円に統一したことで事業は完了しています。

続いて⑥、新たな料金支払方式の導入については、計画よりも事業が遅れていますが、昨年度の会議の中で豊鉄バス株式会社より説明いただいたとおり、令和6年度末の豊鉄バス全線への交通系ICカード導入に向けて、令和5年度から令和6年度にかけて、国や県の補助金も活用しながら沿線市で連携して導入支援を行います。なお、交通系ICカード導入の概要については、別紙1のとおりとなりますので後ほどご確認ください。

続いて⑦と⑧の公共交通案内の充実と周知・広報活動の実施については、イオンモール豊川の開業に伴うダイヤ改正にあわせて、ホームページやチラシの掲示による周知を実施しました。次の⑨の利用促進活動等の実施と⑩の事業評価については、資料6頁と7頁で

説明します。

最後に⑩、新規移動手段の導入検討については、特に進捗はありませんが、昨年度視察した西尾市のタクシー補助制度について、近日中に愛知県タクシー協会と打合せをする予定です。

次に、資料2頁をご覧ください。イオンモール豊川へ路線を延伸した後のコミュニティバスの利用状況について説明します。右側の3つの表は、直近3年間の路線別・月別の利用者数を示していますが、下段の表、令和5年度4月がイオンモール豊川への乗入開始後の実績となっています。イオンモール豊川に乗り入れている路線は、ゆうあいの里八幡線、小坂井線、音羽線、御津線の4路線ですが、ゆうあいの里八幡線を除き、周辺道路の混雑対策として乗入れを最終便に絞っていたことから、イオンモール豊川で乗車した利用者数は4路線合計で約100人に留まり、路線全体としても前年同月並みでした。令和5年5月8日からは周辺道路の混雑対策を緩和し、ダイヤどおりにイオンモール豊川へ全便乗り入れを開始したことや、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことなどから、利用者数は徐々に増加に転じてくるものと考えています。

次に、資料3頁をご覧ください。こちらは2月の第56回会議でお示した「イオンモール豊川」バス停付近の図面です。図面の変更点は、工事前のためお示しできていなかった写真を掲載したことと、混雑対策が終了する5月8日からはロータリー部分でバスが転回できなくなることを想定し、バス停を追加設置する予定であったものの、開業後、ロータリー部分で特に混雑も発生していないことから、追加設置はしないこととしたことの2点です。

次に、資料4頁をご覧ください。「1-5 イオンモール豊川周辺における混雑対策の一部継続」について説明します。

はじめに、イオンモール豊川開業後のバスの運行状況について報告します。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて様々な混雑対策を実施したこともあり、土日祝日では「イオンモール豊川」への到着時刻が最大で10数分遅延することがあったものの、イオンモール豊川での休憩時間の中で吸収できる範囲内であったため、今日に至るまで目立った運行遅延は発生していません。

さて、本題ですが、イオンモール豊川の開業後、周辺のバス停に停車すると発車時に危険を伴うことや運行遅延につながる恐れがあることから、5月7日まではバス停を休止して通過する運用をとっていました。しかし、開業後しばらくした後、運行事業者より、バス車両で運行する路線については死角が多く危険なため、バス停通過後に右折を伴うバス停については、当面の間対策を継続したいとの申し出がありましたので、対策を継続しています。

次に、資料6頁をご覧ください。「1-6 電車で行こまい！キャンペーン」について説明します。

本市では、名古屋鉄道株式会社と連携し、イオンモール豊川の開業に合わせて、来店日当日に交通系ICカードを利用して対象駅で降車した来店客に対して、ポイントを付与するキャンペーンを実施しました。また、期間限定でとよかわ産農産物のプレゼントも実施しました。

ここで、名古屋鉄道株式会社より、資料のチラシに掲載されている「Cent X（セントエックス）」やイオンモール豊川開業前後の鉄道利用状況等について説明いただきます。

よろしく申し上げます。

名 鉄： イオンモール豊川の開業にあたりまして、名古屋鉄道の八幡駅が最寄りであるため、多くのお客が見込まれる中、当社としても対策をしなければならないということで、豊川市様と議論をさせていただいておりました。開業日から5月7日まで日中のダイヤの便が少ない時間帯に増便を行いました。開業前よりも若干、利用者が増加いたしました。ただ、増便をするまでの輸送量の増加には至らない部分がありましたので、5月28日をもちまして、臨時増便は一旦取りやめさせていただいております。

開業当初の利用促進ということで、資料に記載のありますとおり、豊川市様・イオンモール様と協同し、公共交通の利用促進のため、ICカードを使ったポイントのサービス、豊川市様の農産物プレゼントがもらえるキャンペーンを一緒に行わせていただきました。

先ほど事務局から紹介がありました、「Cent X (セントエックス)」。こちらは昨年3月にリリースしたアプリでございます。機能としては電車、バスの乗り換え検索ができます。愛知県、三重県、岐阜県のすべての定時定路線です。名古屋鉄道だけでなく、JRも、豊川市のコミュニティバスも検索可能です。公共交通機関を使ってどうやって行けばいいか、ということが一瞬でわかるものとなっております。目的地、時間さえ間違えなければ、完璧に公共交通機関を乗り継いで行けますので、ぜひ皆様試していただき、活用していただけたらと思います。また、乗車券に代わる電子チケットもございます。デジタルで公共交通の情報検索、乗車・降車までができるようにというところを、昨年から取り組まさせていただいておりますので、ぜひ公共交通の利用促進のため、使っていただけたらと思います。ありがとうございました。

事務局： ありがとうございます。

次に、資料7頁をご覧ください。「1-7 地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果」について説明します。豊川市コミュニティバスは、豊鉄バス新豊線・豊川線に接続する一部の路線について、国から補助金の交付を受けて運行しています。補助金の交付を受けるにあたり、要綱・要領で、地域公共交通会議において事業の実施状況等について自己評価を行い、国に報告した後、第三者評価委員会の二次評価を受けることを規定しています。12月に開催した第55回会議で自己評価を行い、会議後国に報告をしました。これを受けて令和5年2月15日(水)に第三者評価委員会が開催され、資料のとおり結果の通知がありましたので説明します。

東三河地域で連携した利用促進策や、令和3年10月のバス路線再編後、利用者や地域住民の声を汲み入れた改善などが評価されていた一方で、豊鉄バス豊川線の一部系統が補助要件をわずかに上回る状況であったことから、イオンモール豊川の開業を好機と捉え、沿線市と連携して新豊線と一体的な利用促進に努めてほしいといった改善のアドバイスが記載されておりました。資料14頁の協議事項(3)で説明しますが、改善のアドバイスを踏まえて事業を推進していきます。

次に、資料8頁をご覧ください。「令和5年度の協議会スケジュール」について説明します。令和5年度は、本日の会議を含めて4回の開催を予定しています。本年度は計画中間年度ということで、公共交通に関するアンケート調査を中心に協議を進めていきます。また、アンケートの内容については、組織改正に伴い、総合的、戦略的に交通施策の推進を図っていくため、次期計画については、公共交通計画から総合交通戦略に格上げしていくことも見据えた内容で検討していきます。説明は以上となります。

座長： こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員： 1頁の新規移動手段の導入検討について、進捗として、西尾市との情報交換を行っていますか。

事務局： 昨年度は、西尾市を訪問し、「いこまいかー」という制度に関する情報を収集しました。豊川市におけるその制度の導入可能性等については、これから検討して参りますが、コミュニティバスとタクシー事業を上手にすみ分け、随時改正を行いながら進めてきたと聞いたため、本市としても、状況を踏まえ、今後そのように検討したいと考えております。

委員： 8頁に掲げられている今年度の協議会についてですが、会議冒頭の中部運輸局からの説明で挙げた法改正により、社会資本整備総合交付金をはじめ、国の方で決まる予算の中、いくつか新しい補助メニューが出たと思います。それらの活用等について、現在の考え方を教えてください。

事務局： 法改正の内容を見ると、今まではいわゆるバスの運行など、ソフト事業に特化したようなものに補助金が付きませんが、国の制度を見ても、ハード整備と一体となった制度が拡充されてくるような方向になっており、そちらを積極的に活用して、拠点駅などのハード整備を進めていきたいと考えております。

座長： 今話題になった法改正とは、4月28日の国会で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正法」と称する）が可決され、「再構築」をキーワードにして考えましようということで、やり方も少し柔軟性が増えると思います。今秋頃には、国土交通省から施行に関する詳細の説明が出ると想定しており、それに向けて、事務局の方で事前に準備してもいいと思います。

社会資本整備の構築は、駅の整備や地域の整備と絡めて、人々が使いやすくするための仕組みをどう作り出すかなど、ハード整備も含めたものです。ぜひそういうことにも関心を持っていただいて、ご提案できればと思います。事務局も今その勉強をしている最中ではないかと思っております。もしわからないことがある場合、国交省の方に問い合わせてください。

他にご意見がなければ、報告事項については確認させていただいたということで、進めさせていただきます。

### (3) 協議事項

議題1：利用促進に関する取組み

事務局： 資料9頁をご覧ください。協議事項(1)「利用促進に関する取組み」について説明します。頁の左上の表は、本年度実施する主な利用促進の取組みと実施スケジュールを掲載しています。表の上3つは報告事項、下1つは運賃の変更に関する協議事項ですが、いずれも利用促進に関する取組みということで、円滑な協議進行のためにまとめて説明させていただきます。

まず、「(1) 豊川市生涯学習まちづくり出前講座(豊川市コミュニティバス乗り方教室)」ですが、バスの路線概要の講義、マイ時刻表の作成やバスの体験乗車などを内容とする出前講座です。昨年度に続き、本年度も豊川市生涯学習まちづくり出前講座のメニューとして掲載し、申込みに応じて随時開催していきます。

次に、頁右側をご覧ください。「(2) 東三河バス整理券ラリー&謎解きゲーム」は、東三河のバスに乗車し、徳川家康ゆかりの地やほの国こどもパスポートの対象施設を周遊し



て謎を解くイベントです。東三河8市町村で構成される東三河地域公共交通活性化協議会、豊鉄バス株式会社、名鉄バス株式会社の主催で令和5年7月21日から11月30日の期間で実施します。

次に、資料10頁左側をご覧ください。「(3)夏休み路線バス探検キャラバン」ですが、この取組みは、小学生以下とその保護者を対象として、バスへの関心を高めることにより長期的な視点で利用促進を図ることを目的として実施する体験型イベントであり、本年度で8回目の開催となります。

開催日は、夏休み期間中の8月5日(土曜日)を予定しており、豊鉄バス株式会社の全面的なご協力の下、豊橋市の植田車庫にて行います。内容としては、バスに乗ったままでの洗車機体験、整備工場の見学やバスとの綱引き体験など、普段では体験することができない路線バスの秘密を探るものとなっています。参加料は無料、対象は小学生以下とその保護者、定員は60人程度を予定しており、広報とよかわ7月号や豊川市ホームページなどで周知を行います。

次に、資料11頁をご覧ください。夏休み小学生50円バスは、夏休み期間中、高速バスを除く、東三河地域の全バス路線の運賃を一律50円にするという利用促進策で、東三河地域公共交通活性化協議会、豊鉄バス株式会社、名鉄バス株式会社が主催する事業です。本協議は、夏休み期間中の小学生の運賃を50円に変更するために必要な協議ですが、国のガイドラインでは、反復継続して実施する夏休み小学生50円バスのような事業については、路線の変更等がない場合の再協議は不要とされているため例年は報告事項とさせていただいています。しかし、本年度は令和5年3月にイオンモール豊川まで路線を延伸したことを受けて協議をするものです。

説明は以上ですが、関係機関との調整や周知等につきましては、事務局に一任していただくことを含めて承認をお願いします。説明は以上となります。

座長： こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

利用促進策は地元の皆様が一番使っていただくこととなりますが、連区の皆様はいかがでしょう。

委員： 今日の資料にあるような様々な取組みが計画され、実施されると思いますが、このような取組みは、これまでもいろいろと計画され、効果がすぐ出なかったものはやめて、人気がありそうなものは継続していると認識しています。私自身はこのような取組みについては初めて知り、これらの施策は継続的に効果が出ていくのか、一発花火のように一過性で終わってしまうのか、よくわかりませんでした。利用促進または公共交通の理解を得るために、例えば子どもたちを対象にしたイベント開催は、何もしないよりはあった方が良い気がします。果たしてそれにより、将来子どもたちが少しずつ大きくなったのち、公共交通を使ってみようとするような理解醸成に繋がるのか、個人的には懸念があります。これまでの取組みの経緯も含めて教えてください。

事務局： この事業につきましては、50円バスやキャラバンは主に小学生、小さなお子さんを対象に実施しており、すぐには効果が出てきませんが、将来の利用者をきちんと確保していくためのものです。特に最近の若い方はバスを乗る習慣が少ないため、まずは馴染んでいただいて、将来的に乗っていただくようになることを目標として、事業を実施しております。上記の施策については継続事業として、過去から取り込んでいます。

座長： 問題提起をしていただいたと感じます。対象者だけが知ることで、地元の皆さんは

ほとんど知らなかったということがわかりました。この資料に掲載している1、2、3の取組みについて、この会議に出られた連区の代表者だけが把握しており、それ以外の連区の全員までわかっているのかと懸念されます。区長さんが回覧板で回してくれるかもしれませんが、この資料が周知されないと、地域で話題にしてもらえないのではないかという気がします。また、連区や区長会の下にはいろいろな組織（町内会など）があると思います。やはりそれらの組織にも資料が伝わっていなかったのではという気がします。

事務局： 資料につきましては、小学校の校長会などで紹介させていただいており、学校中心に周知していますが、地元には、公民館に周知のチラシ配布程度にとどまっています。

座長： 利用促進策については、代表の方々から今日承認いただくこととなります。できれば代表の方々だけがこの資料を持っているのではなく、連区の区長やあるレベルの組織までには、「利用促進のためにこういうことをやる」といった連絡をしてほしいです。また、大変かもしれませんが、この資料が、ある程度の地元の皆さんに伝わるようにしていただければと思います。

委員： 今日は会議資料ですから、ホチキス止めの形式と思いますが、できれば、チラシやポスター風にして渡せるような工夫があるといいと思います。

座長： そのような形式が望ましいです。大変かもしれませんが、数的には20～30程度と想定します。例えば、50円バスを実施中ということが皆様に伝わるだけでもいいと思います。周知場所としては、例えば老人クラブで渡すのもいいかと思えます。年配の方と子どもたちとで、「一緒に行かないか」という話ができるようになるのもいいと思います。

委員： 50円バスの利用促進策について、長期で継続的に実施しており、非常にいい取組みだと思います。今までは50円バスの施策だけでしたが、今回は、謎解きゲームと合わせていただいています。こちらは、実施時期や主要な目的地に合わせて、例えば、周辺施設としてもイベントを開催していますか。

事務局： お祭りなどがあると、良いタイミングになるかと思えます。ただし、祭りの開催時期と利用促進策の実施期間の合うところがあるかはっきりしておりません。事務局としてはなるべく各市町のイベントなどに合わせて周知できるように努めたいと考えております。

委員： せっかくですので、イベントとセットで実施すると、もう少し広まるのではと思います。例えば、最近流行っているハロウィンと合わせての実施。また、お菓子を配ると子どもが興味を示すなどのことが考えられます。実際、田原市では、コミバスと沿線の商工関係の店と連携し、イベント開催時にお菓子を配りました。今までも様々な施策を行っていただきましたが、まだまだ工夫できそうなこともあるのではないかと思いますので、ぜひご検討ください。

また、路線バス・コミバスを含めて東三河地域では全て50円で乗れるというのは非常にいいことと思います。他の地域からも、東三河の取組みがいいという声を聞きます。最近、西尾市では、鉄道も含めて全て乗れたり、ある期間中は全部無料にしたりするなどの取組みが行われ、市内全部が乗れるというのは非常にインパクトがありました。鉄道も関係することで簡単にはできませんが、いろいろと検討いただければと思います。

座長： これをきっかけに、様々なことと連携してできると思います。東三河地域の8市町村が一緒になって行うのは、そうあることではありません。せっかくのそういった組織の場を活用し、夏祭りや盆踊り大会など、地元の皆さんがイベントを企画して、その際に、子どもたちに「50円バスに乗っておいで」と声を掛けてはいかがでしょうか。様々な人と交流で

き、そして様々な地域へ行けることの素晴らしさは、東三河地域ならではの話と思います。ぜひこれを活かし、行政と地域で連携し、イベントなどをあわせて実施することが期待されます。豊川で実施していい結果につながったら、このような取組みがまた東三河の周辺地域へさらに広がるのではと思います。以上を踏まえ、ご検討ください。

また、地元の皆様にも、今回のような意見などを地域で共通の話題にいただけたら、利用促進に繋がると思います。

他にご意見がなければ、協議事項についてはご了承いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

## 議題 2：令和 4 年度決算及び令和 5 年度補正予算

事務局：資料 12 頁をご覧ください。協議事項(2)「令和 4 年度決算及び令和 5 年度補正予算(案)」について説明しますので、左側の決算書をご覧ください。

歳入については、市からの負担金 2,947,000 円、令和 3 年度公共交通会議余剰金の繰越 2,364,510 円、預金利子 27 円を合わせて、総額で 5,311,537 円となりました。

歳出については、「1 事業費 1 負担金」として、東三河地域公共活性化協議会の負担金 180,000 円、「2 需用費 1 消耗品費」として、カラープリンタのインク代など、事務用消耗品費として 123,631 円、「2 印刷製本費」として、ポケット時刻表やバスマップの印刷で 695,200 円、「4 委託費 1 委託料」として、夏休み路線バス探検キャラバン、運行系統図の作成委託、バス停の処分委託で 587,975 円、令和 3 年度の公共交通会議予算の余剰金の市への返戻、2,364,510 円を合わせて、総額で 3,951,316 円となりました。

なお、令和 4 年度はイオンモール豊川への路線延伸がありましたが、ポケット時刻表やバスマップの印刷部数を精査して歳出を抑制したことや、バス停に掲示する運行系統図が事前に入手した見積りよりも安い単価で受注いただけたことなどにより、歳入と歳出の差額が 1,360,221 円となりました。これについては令和 5 年度予算に繰り越し、令和 5 年度予算から市へ返戻する予定です。

なお、決算監査の結果については、監事の鈴木敏彰委員が退職されたため、事務局より代理で報告させていただきます。令和 5 年 3 月 31 日、監事の鈴木委員に諸帳簿及び証拠書類等を監査いただいた結果、いずれも正確かつ適正であることが認められました。

次に、資料 13 頁をご覧ください。「令和 5 年度豊川市地域公共交通会議歳入歳出補正予算書(案)」ですが、令和 4 年度からの繰越額が予算額よりも増額となったため補正額として計上しました。説明は以上となります。

座長：こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員：(意見なし)

座長：それではご了承いただいたということで、進めさせていただきます。

## 議題 3：生活交通確保維持改善計画

事務局：資料 14 頁をご覧ください。協議事項(3)「生活交通確保維持改善計画」について説明します。豊川市コミュニティバスのうち、豊鉄バス新豊線・豊川線に接続する路線については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用して運行しています。本協議は、補助金の活用にあたり、事業の目的・必要性や目標、運行内容などをまとめた「生

活交通確保維持改善計画」を公共交通会議で承認いただいた上で作成し、6月末までに国土交通省中部運輸局に提出しておくことが補助金の交付要綱等で規定されているため協議をするものです。なお、本協議で対象としている補助対象期間は、令和5年10月から令和6年9月までの1年間の運行分です。

ここで、愛知運輸支局より、別紙2に基づき、豊鉄バス新豊線・豊川線と豊川市コミュニティバスの補助金の関係について説明いただきます。よろしく申し上げます。

支 局： 別紙2をご覧ください。新豊線・豊川線は、地域と地域を結ぶ「地域間幹線系統」です。そこに接続して地域内の交通を担うのが「フィーダー系統」です。こちらの2つについて補助をしています。フィーダー（コミュニティバス）は、地域間幹線に接続していることと、接続している地域間幹線が補助を受けている路線であることが要件です。運行経費が赤字である場合、赤字額に応じて一定割合補助をします。黒字であると補助はありません。あまりにも利用者数が少ないと、地域と地域を結ぶ路線としての役割を果たしていないため補助ができません。地域間幹線の補助ができなくなってしまうと、接続していることが要件だったフィーダーも、補助ができなくなってしまうます。

バス事業者は高速バス、貸切バス等の収益で、地域間幹線の赤字部分を埋めていたこともあります。昨今の新型コロナ等の影響により、なかなかうまくいかない状況があります。そういったところも含めて、フィーダーについても支えていくことを考えていただきたいです。今回の協議については、フィーダーについて補助金をもらうためにも、必要性を地域でしっかり認識して、どのように支えていくかということを考えていただくことになっております。以上です。

事務局： ありがとうございます。さて、本題に戻ります。「生活交通確保維持改善計画に記載が必要となる事項」は頁左側に記載の22項目です。この22項目の記載内容は資料14頁右側から17頁左側までのとおりですが、要点を絞って説明します。

まず、14頁右側の「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性」をご覧ください。ここでは、本市の隣接市との通勤・通学流動量は増加傾向にあり、市域を跨いで運行する地域間幹線系統へ接続をしているフィーダー系統を維持していくことの必要性などについて記載しています。

続いて「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」では、「豊川市地域公共交通計画」で掲げた目標を記載しています。

続いて15頁をご覧ください。「3. 2の目標を達成するために行う事業及び実施主体」では、基本的には「豊川市地域公共交通計画」で定めている事業をそのまま記載していますが、⑧の周知・広報活動の実施と⑨の利用促進事業等の実施の2点については、資料7頁の二次評価結果の期待する取組み欄を踏まえて、東三河で連携して実施する旨を追加しています。

続いて頁右側「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」をご覧ください。補助の対象となるのは、地域間幹線系統である豊鉄バス新豊線・豊川線と接続する路線です。基幹路線では、ゆうあいの里八幡線、音羽線、御津線の3路線の内、イオンモール豊川に直通する系統と千両三上線、小坂井線、地域路線では一宮地区地域路線が補助対象路線となります。

続いて「5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者」ですが、運行事業者への負担金については、運行経費から運賃収入と国庫補助金を差し引いた分を豊川市が負担

することを記載しています。

続いて「6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称」では、各路線の運行事業者を補助対象事業者として記載しています。

なお、資料 17 頁右側から 21 頁には、「生活交通確保維持改善計画」の添付資料を掲載しています。詳細については後ほどご確認いただきたくと思いますが、これらの内容を基に、愛知運輸支局とも調整して事務局にて生活交通確保維持改善計画を作成し、6 月末までに国土交通省中部運輸局に提出させていただきます。

なお、本計画の作成及び提出、提出後に運行経路の変更等があった場合における当該計画の変更手続きについては、事務局に一任していただくことも含めて承認をお願いします。

座長：こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員：地域間幹線系統について、新豊線・豊川線も補助要件を満たす輸送量の確保が心配不要な状況にないことは、3月の報告どおりと思います。国からの補助をもらうために、生活交通確保維持改善計画が必要ですが、幹線系統の方も慎重に考えていかないといけないと思います。それは今から考え始めてすぐできることではなく、すぐ効果が出ることでもないため、今から早めに考えないと先へ進めないことでもあります。スケジュールの説明資料の中にこのようなことが入っていませんでしたので、心配しています。一緒に検討していただければと思います。

また、確認なのですが、地域間幹線系統は大事ですが、万が一なくなった場合でも、鉄道に接続していればフィーダー補助の対象になるのでしょうか。

委員：まず原則としては、その補助対象の地域間幹線系統に接続していることが条件になります。鉄道に接続する場合、過疎地であったり、交通不便であったり、一定の条件を満たさないと対象になりません。豊川市の場合は、現在鉄道に接続しているからその補助対象になる、というわけではございません。

委員：ありがとうございます。以上のことから、幹線系統をしっかり守っていかないとフィーダー補助もなくなるということですので、ぜひご検討ください。

また、どこかのタイミングで地域間幹線系統の利用状況、例えば輸送量の変化や、地域間幹線系統として地域をまたぐ利用という役割の達成状況や変化、通過人員数等を改めて示してほしいです。本当に重要な路線であります。利用促進は非常に大事で、市として進めるべきですが、一方、国の方と相談し、「これは大事な路線であるが、もしかしたら危ういかもしれない」と、引き続きの支援をアピールする必要があると思います。

座長：資料の 7 頁に第三者評価委員会による二次評価の結果が掲載され、報告がありました。私はその第三者評価委員会の委員も務めており、地域間幹線系統が補助条件を達さないことが 2 年連続と補助対象から外れ、そしてその場合市町村のフィーダー補助もなくなることを、繰り返して評価委員会を出しています。これは愛知県だけではなく、中部運輸局管内の 5 県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、福井県）全てで適用されます。収入の計算により、輸送人員が 15 人以下、運行本数が 3 本以下になった状況が 2 年連続と補助対象から外れ、新型コロナ時の緩和条件は適用されないため注意が必要です。20 人を下回ったり、1 年間で 10 人も減少するなど、危ない状況の場合には警告を何回もしました。そのような路線があるため、豊川線の一部が危機という話をこの場で敢えて提起しました。愛知県の担当者へのお願いにもなりますが、ぜひ一緒に検討し、そして地元の皆さんにその旨を伝えないと、結局跳ね返ってくるのが地元になりますので、しっかり押さえていただきたい

です。よろしく申し上げます。

委員： 来週金曜日に県の方で地域間幹線系統に関する会議を予定しております。現状はかなり厳しいと先ほど先生方から説明いただきましたが、県内を見ると、東三河地域の状況が良くないと考えられます。1日あたりの輸送量が15人を下回ると補助が外れてしまいますが、実際、路線ごとの利用状況を見ると、10人台後半であったり、20人を辛うじて上回ったり、いつ補助がなくなってもおかしくない状況にあります。せつかくこのような場で地域の皆様が集まって議論していただいておりますので、コミュニティバスなどの地域内交通の話題が中心になると思いますが、地域間の交通についても取り上げていただければと思います。

座長： ありがとうございます。ぜひまた、地元の皆様にお伝えすることが大切だと思います。他にいかがでしょうか。

委員： 地域間幹線系統の補助金判断指標に係る乗車人員の伸び悩みについて、豊川市内の重複区間、例えば豊川市総合体育館から姫街道経由でイオンモール豊川までの区間において、使い勝手が正直あまりよろしくないのではと思います。新豊線・豊川線についても、地域間幹線系統としての位置づけを重要視するのであれば、重複区間において、例えば文化会館の移設に伴い地元の新たな利用機会を増やすチャンスを考えていただきたいです。今のままでは、これから数年先も、本当に補助要件に達するか否かを彷徨うことになると思います。既存路線を大事にすることも重要ですが、柔軟な発想をもって、地域の実情に合った路線系統を検討していただき、きめ細かい交通サービスの充実を図り、そして胸を張って補助要件をクリアできるようになればと思います。既存の交通網に縛られない柔軟な発想で、利用しやすい交通網の形成について考えていただければと思います。

座長： ありがとうございます。イオンモール豊川のオープンでバスの利用状況がどうなってきたかと期待している、という話が先ほど事務局からありました。今年度にもアンケート調査の実施が予定されていますので、それを活用し、地元の利用実態を把握できればと思います。簡単に言うと、自動車以外で外出する習慣をどこまで整理できるかということですが、カーボンニュートラル等の環境問題も関わってくるため、バスだけではなく、様々な社会の仕組みの中で私たちがどういう役割を果たし機能するかを考える必要があります。利用促進策と同様に、地元からの協力・連携を活かし、役割分担そして様々な側面で努力する必要があるかと思っています。

交通とは、どこかへ行くという目的を果たすための手段であり、それは当然大切ですが、バスを乗って街を見られること、今日一日何をするかで悩んでいる人にとって200円でバスを乗ったらそこへ行って遊んでこられることなど、様々な使い方があるわけです。これも、先ほどおっしゃったような柔軟な使い方の一つではないかという気がします。また、新豊線では大河ドラマ「どうする家康」のバックアップをもらったように、そういうこともあると思います。このように皆様と一緒に努力して考えていただきたいです。

本計画は今月中に運輸局に提出する必要があるため、支局の方からまた指示等があるかもしれません。公共交通会議を開くタイミングがございませんので、申し訳ございませんが、事務局と私の方で対応させていただくということを条件で、ご承認いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員： （意見なし）

座長： 他にご意見がありませんので、ご了承いただいたということで進めさせていただきます。

ありがとうございました。

議題4：御津地区地域路線「観音寺口前」バス停付近におけるルート変更等

事務局： 資料22頁をご覧ください。協議事項（4）「御津地区地域路線「観音寺口前」バス停付近におけるルート変更等」について説明します。

令和4年度末、国道23号に関連する工事に伴い、御津地区地域路線の「観音寺口前」バス停が設置されている道路に迂回路が設定され、バス停前の道路の通り抜けができなくなったため、やむを得ず迂回路で運行することになりました。

工期等を確認し、愛知運輸支局に相談したところ、工期が長く、工事完了後は既存ルートに戻るため、迂回路をバスのルートとして新設し、既存ルートを休止する協議をするよう指示がありましたので協議をするものです。

また、迂回路設定後、運行事業者よりバス停の安全性について指摘があったため、公安委員会立ち会いのもと、移設を検討しましたが、付近一帯で工事が行われているため、移設できる場所がなかったことと、このバス停は令和3年度から小学校への通学利用者がいなくなり、月平均の利用者数は0.1人となっていることから、令和5年8月1日から当面の間、バス停を休止します。なお、このことについては地元承諾済です。説明は以上となります。

座長： こちらについて、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員： （意見なし）

座長： それではご了承いただいたということで、進めさせていただきます。ありがとうございました。

(4) その他

座長： ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

委員： 豊川市老人クラブ連合会です。老人クラブの立場としては、高齢者の足の確保を最優先にして考えており、地域公共交通の見地から、目標を2つに絞っています。1つ目は地域間格差の解消です。利用できないところはいつまで経っても利用できないまま、バスが入ってこないため、バス停までには2キロも歩かなければならないなど、そのようなことをなくしたいです。

もう1つは、重大事故を未然に防ぐために、運転免許の自主返納を進めています。自主返納について、どうしても納得できない方が多くおり、大変苦労しております。そんな中で、豊川市老人クラブ連合会として何とか糸口を見つけようと努力して、今年度から運転免許の自主返納者に対して支援事業を始めました。自主返納者は市役所に届出を出すとコミュニティバス回数券の100円券22枚を1冊いただけます。それとは別に、豊川市老人クラブ連合会から、最高5年まで毎年その回数券を支援します。本当に小さなことではありますが、かなり反響があります。そのようなことを通じてお年寄りの足を確保していただければと思います。

老人クラブは年々会員が減っており、いろいろな原因はあると思いますが、最も大きな要因は、足がないことにあります。外出する手段がないと。私ども、大きな大会がある時は、「乗り合わせをしてください」と心苦しいですが案内しています。しかしながら、乗り合わせということは、非常に危険だと思います。乗り合わせの運転手はほとんど高齢者であ

り、すなわち高齢者が高齢者を運ぶこととなります。事故が起きると補償問題に発展し、本当に厳しい状況となります。それを踏まえて、高齢者が外出できるように、バスに乗ってもらうためにコミュニティバスの回数券を配布することにしました。一方、バスが入っていないエリアの人にとっては、回数券をもらっても何の効果もなく、また大きな不公平が生じます。

また、過去には何回も提案したデマンド交通について。確かにデマンド交通のようなドアツードアの運行形態が理想ですが、無理であることは承知しました。そして1年半～2年程前には、地域限定でフリー乗降の提案をしました。その時、フリー乗車の方は難しいですが降車の方でしたらなんとかなるかもしれないという返事をいただいたものの、なぜかそれもダメになりました。バスの運転手も見てみると高齢の方が多く、気持ちはわかりますが、このままでは何ともならないので、もう1回復活していただけないかと、皆様と相談させていただきたいです。過去にはデマンド交通の試行運転を一度実施したことがあり、その際に「これが失敗だからもうダメだとは言いませんよね。次を考えてください」と申し上げました。その返事はまだいただいておりません。なしにしてはいけないと思います。正直、この地域にデマンド交通は必要ないかもしれませんし、その他違うやり方があるかもしれません。通常デマンド交通は行政と事業者が実施するものですが、全国的にみると、商工会や町内会、NPOが行政と組んで一緒に運営するなど、様々なやり方があるようです。そのため、視野を広げて検討するべきです。老人クラブの代表として、お年寄りの足を確保したいと思い、その気持ちを考慮して相談に乗っていただければと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。以前からそのような話は聞いております。あと2年で現在の計画が終わりますので、今年もアンケートを実施しながら、新しい計画へ進んでいく中で、当然今あるべき方法を検討すべきと思っております。また、市民の皆さんの利便性向上が公共交通施策のやるべきことの一つと思っておりますので、皆さんの意見を聞きながら、これからも取り組んで参りたいと思っております。

委員： 先ほどの意見についてですが、地域公共交通計画によりますと、例えば42～43頁ではバス停の人口カバー率が掲載されています。令和3年3月に作成されましたので、今のネットワークとほぼ同じであり、人口カバー率が9割を超えています。それにもかかわらず、上記の課題が出たということは、この人口カバー率の評価方法が十分でないか、あるいは9割という目標が不十分である可能性があります。

例えばバス停の人口カバー範囲について、バス停から500メートル以内の範囲としていますがそれが広すぎるため、300メートルだったらどうなるか。300メートルでは9割をカバーできていないから、300メートルでもカバーできるようにするなど、計画と照らし合わせて検討した方が、より進みやすいと思います。また、バス停が近くにあっても行きたいところに行けないということもあるため、単にバス停周辺をカバーすればいいだけではなく、例えば1時間で行ける範囲がどこかという見方もしなければならぬと思います。そのため、評価方法を含めて、セットで再検討することを提案します。また、検討の上、既存の路線バスで解決困難な場合、デマンド交通やタクシー補助等の形式についても検討していただければと思います。

座長： ありがとうございます。500メートルというのは、お年寄りにとって結構大変で、分速50メートルで逆算すると、10分で歩かなければなりません。バス停圏などを500メート



ルに設定した場合、高齢の方がバス停まで一気に歩けるかどうか懸念されます。東京都武蔵野市にある「ムーバス」というコミュニティバスのバス停間隔は200メートルになっております。それは、20～30年前の当時、調査で高齢の方が一気に歩ける距離が100メートルで、それぐらい歩いたら1回休むということを知ったからです。こういう方法でバス停間隔を決めたのは初で、そこまでやった事例はあまりないですが、その後100円のコミュニティバスが普及してきました。愛知県内でも、タクシー事業者の協力を得て、バス停までタクシーで移動を支援してコミュニティバスに乗り継いでいただくなど、タクシー料金の負担の話を整理しながら実施しているところもあります。

道路運送法の第21条を活用し、社会実験のように実施することも可能です。まずはある地域で社会実験を実施し、うまくいったら全域に広げるなど。いろいろなやり方を、皆で知恵を出し合う時期なのです。要求だけではなく、地元の皆さんから「こういう仕組みや、こんなことをやってみよう」と、事務局に提案してみてください。事務局では一生懸命地元のために考えてくれており、理解しようとしていることは事実ですが、若い現役の方が、高齢者の身体的な大変さや不自由さなどの事情をわかることは困難ともいえます。ぜひ事務局と一緒に、話し合いながら、提案いただくとよいと思います。先ほど挙げた道路運送法第21条を活用した社会実験は単年から2～3年契約可能です。やりたいことやその具体策、理想なやり方等についてご提案ください。

また、報告事項で名古屋鉄道より「Cent X (セントエックス)」というアプリに関する説明がありました。そのアプリにコミュニティバスの情報まで全て入っており、使いやすと思います。そのような新しい技術や変化も活かしながら検討していくと、より良い移動に役立つのではと思います。

座長：他にいかがでしょうか。

委員：感想とお願いでございます。3月30日に、イオンモール豊川へ行くために名鉄を利用しました。コンサート並みの混み具合でしたが、非常に便利で、増便していただいたおかげで大変効果があったと思います。また、4月2日月曜日にコミュニティバスを使いました。当時はイオンモール豊川への立ち寄りはありませんでしたが、道路はとてもスムーズに流れていました。それも、この会議で話し合った成果が表れていたと思い、感謝しております。

そして事務局へのお願いになります。小坂井に葵風館<sup>きふうかん</sup>という施設があります。毎年自動車を利用できない人が増えてきているものの、コミュニティバスのことは知らない方がおり、またコミュニティバスが通っていない地域が半分くらいあるという実態があります。そのため、資料9頁に掲げられたコミュニティバスの出前講座を、申し込みに応じてではなく、葵風館など高齢の方が行かれる場所で定期的に開催し、啓発していただければ、関心を持つ方も増えると思います。

座長：ありがとうございます。今のご提案について、事務局でまた検討してみてください。連区長から地元の要望を把握し事務局に伝えるなど、連携プレーを一緒になっていただけるとよいと思います。また、イオンモールについて、渋滞が発生しなかったと事務局から連絡もらいまして、本当によかったです。皆様のおかげと思います。そのような、渋滞がなくよかった、ということなどを地元や市民の方へ情報提供すると、今まで関心なかった人も少し変わるかもしれませんし、結果がずいぶん違うのではないかと期待します。このようなどころも含めて、地元の皆様からご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

委員： バスの運転手代表として、イオンモール豊川の渋滞対策について、様々な方面から対策していただき、スムーズな運行ができたことについて、感謝を申し上げます。

一点要望があります。ポケット時刻表についてです。先日、バスの乗務をしているときに、お客様から、行き先を町名で訊かれました。コミュニティバスのポケット時刻表に地図がなかったため、回答に困りました。ここで提案ですが、ポケット時刻表に、わかりやすい路線図の地図等を掲載していただくことはできませんでしょうか。

座長： 今この場での回答が難しいと思いますが、事務局の方で検討してみてください。細かい町名まで全部掲載することは困難と思いますが、大きな町名等の形ではできるかもしれません。運転手の方も、町名で聞かれたらわかりにくいと思いますので、運転手の方にとっても、そして地元の皆様にとっても、わかりやすいものが手元にあると大変便利になると考えられます。いろいろな面で検討することが大切だと思います。

座長： 他にご意見がなければ、次へ移りたいと思います。ありがとうございました。

事務局： 大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただき、ありがとうございました。次回、第59回の会議については、令和5年9月28日木曜日、午後2時から豊川市役所本庁舎3階の議会協議会室にて開催予定でございます。後日事務局より文書にてご案内させていただきますので、ご予定をよろしく願いいたします。

座長： ありがとうございました。それでは9月28日にまたご予定をお願いいたします。ご意見をいただき、良い会議になったと感じます。次の会議でも知恵を出し合っただけだったらと思います。長時間ありがとうございました。

以上